

第4回 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場条例改正準備会議事録

日時：令和元年12月9日（月）13：30～14：30

場所：みさき会館 大会議室

参加者：境港水産事務所 宇山、部谷、尾田

その他は別添、名簿を参照

議事内容：C（コメント）、Q（質問）、A（回答）

項目	議事内容
開会のあいさつ	C：準備会議も第4回となり議論も煮詰まってきた。論点として残っている自己買受について、最終的なご意見を伺い結論を出したいと考えているが、全員一致とならない場合は持ち帰って検討のうえ開設者として結論を出したいと考えている。（事務局）
第3回準備会議の公開用議事録案について	C：資料1（第3回準備会議の公開用議事録）について説明。委員の皆さんに事前送付し内容をご確認いただいたもの。修正の指摘があった箇所については削除もしくは訂正をしている。体裁は第1回準備会議の議事録に合わせて、項目ごとに表で整理している。再度、内容をご確認いただき修正点があれば12月16日（月）までに事務局にご連絡いただきたい。公表にあたり発言者名は匿名とさせていただく。（事務局）
その他取引ルールについて（自己買受以外）	C：資料2は、これまでのその他取引ルール（自己買受の原則禁止を除く）に関する議論の内容を整理している。商物一致の原則、第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、受託拒否の禁止については、条例改正においてこれまでの規制を残す方針であることを説明。（事務局） Q：議論の流れとして産地市場では市場の秩序を重視する必要があること、現状の取引で不合理はない、ということから四つの取引ルール（商物一致の原則、第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、受託拒否の禁止）については条例を変えないという方向で議論が進んできた。事務局から、この四つのルールについては条例を変えないということで良いか最終確認を取りたい。（事務局） A：異議なし。（委員全員）
自己買受の原則禁止について	C：自己買受の原則禁止について、資料3-1および3-2について説明。資料3-1は、第1回準備会議から第3回準備会議まで委員から出された主な意見。資料3-2は、他の特定第三種漁港における12月上旬時点の「自己買受の原則禁止」に対する条例（業務規程）の改正方針をヒアリングしたものである。（事務局）

Q：これから自己買受の原則禁止についての議論を進めていくが、これまでの議論のなかで、言い足りなかったこと、再度説明をしておきたいことがあればご発言をお願いしたい。併せて、現在の境港の厳しい水揚げ状況（統計が始まってから最小）が、自己買参権にどういう状況を及ぼすのかということも議論してほしい。（事務局）

A：A 会長、自己買受は現状のままいきましょう。ところで、資料 3-1 に「6 号、7 号岸壁を沿岸漁業者が専用できる状況になれば」、書いてあるが 6 号、7 号岸壁は沿岸漁業者が優先的に使う場所。空いていた場合は、他でも使用できるというのが正しい解釈。間違えたら困る。（生産者 A）

A：6 号、7 号岸壁は沿岸漁業優先、空いておれば他の漁業（旋網）でも使用できると認識している。（事務局）

C：A 会長、現状（自己買受は原則禁止のまま）でやってください。（生産者 A）

A：A 組合長、法の趣旨を踏まえて卸売業者にも仲買権を付与してほしいという要望は変わらない。第 3 回準備会議において荷受協議会で意見を取りまとめ、3 荷受けの総意として要望した。そのことに変更はない。資料の 3-2 の特定第 3 種漁港の自己買受の改訂状況を取りまとめたもの、極めて重要な資料と思う。例えば気仙沼も開設者が認めれば自己買受できる、となっており、実質的に自己買受できるルールになっている。塩釜も 1 社は仲買権を持っている。あと、銚子が実質、卸売業者が仲買権を持っている。銚子がなぜ、あそこまで伸びたかというのはこれ（自己買参権）なんです。銚子は全国一の水揚げとなっている。他に、三崎が自己買受を解く。博多も解除する。枕崎は卸売業者の子会社が仲買権を取っている。連結決算すれば子会社も卸売業者と同じ会社といえる。境港を除く 12 港のうち 8 港（気仙沼、石巻、塩釜、銚子、三崎、浜田、博多、枕崎）は自己買受を可とする流れにある。特に今回、はっきりと解除するというのは 3 港ある。全国的にみると、自己買受の規制は解除する流れになっている。漁港ごとに特性を持った市場を作っていないと漁船が来ないということ。そのためにも、自己買参権の取得を認めていただきたい。そのことが仲買さんの将来を開くことにつながる。公正性や透明性の担保について実際の運用については、認めていただいた後にお互いに議論すればいいと思う。冒頭、事務局から今年の水揚げが非常に厳しいとの発言があったが、それは一

つのサイクルであって、仲買権の付与と結びつけるのは違うと思う。(卸売業者 A)

Q: これまでの意見プラス、今年、魚が獲れないということがある。その点、生産者のほうからご意見を伺いたい。(事務局)

A: 漁模様が悪いというのは一時的なことかもしれないし、今後、回復するかもしれない。また、来年になったらどうなるか分からない。温暖化の影響等もあり先の見通しは難しい。私は、自己買受については今までどおりの取扱いでいいのではないかと発言してきたが、仲買が 70 社程度あって、それがどう機能しているか、それが一番大事だと思う。13 港のそれぞれの自己買受のルールが表になっているが、例えば気仙沼とか開設者が認めれば自己買受可能となっているが、実際に認めているかどうか。これを機会に解除しようという市場もある。ただ、境港では 70 社の仲買業者が機能している状況では、現状のまま自己買受の規制を変える必要はないと考えている。(生産者 B)

Q: それでは、仲買さんのご意見を伺いたい。(事務局)

A: 先月、仲買組合でも理事会を開いて、この問題についても議論をした。結論を言うと、基本的には第 3 回の準備会議の議事録に書いてある理由(取引の透明性が担保できない、卸売業者には強力なバイイングパワーがあり脅威であること)により自己買受の原則禁止の解除は反対。付け加えて言うのであれば、現状の漁獲量は非常に厳しいものがあるが、ルールを決めるにあたって、その時の状況を考慮すべきではないと考える。もう一点、資料 3-2 の特定第三種漁港の資料をそろえていただいたのはありがたいが、唯一、欠けているのが、その浜のルールが策定された背景や事情が書かれていないこと。今後のこともあるので、各浜のルール策定の背景を調べてほしい。(仲買業者 A)

A: 電話ヒアリングで拾えた情報を今からお伝えする。気仙沼、石巻ともに開設者が認めれば自己買受可となっているが、現状、卸売業者のほうから自己買受をしたいという声は上がっていない。塩釜については卸売業者 2 社のうち漁協の卸売業者が仲買権を持っているが、生産者を買う支えるために取得したとのこと。もう 1 社の卸売業者は民間業者。銚子については詳しい事情は分からない。三崎については、卸売業者 3 社のうち 1 社(まぐろ漁船船主団体)が仲買権を持っている。これは売れ残ったマグロを買い取るために仲買権を取得したもの。三崎は非常に特殊で仲買団体が卸売業者も兼ねている。そのため、卸売業者が仲

	<p>買権を取得する際に、仲買からの反対もなかった。博多は、自己買受についても解除していくが、現状で卸売業者から仲買権を取りたいというニーズはないとのこと。(事務局)</p> <p>C: 仲買業者 A がおっしゃるように、浜でそれぞれの業者さんのパワーバランスがあって、港によって事情が違うと思う。(事務局)</p> <p>C: 残品が残るから買参権を取る、というのは少し違うと思う。余った分は現在の法律でも売れるようになっているはずだ。(卸売業者 A)</p> <p>C: どの市場も条例改正に向けて動いているところなので、資料 3-2 は途中段階(確定版ではない)ということでご理解いただきたい。(事務局)</p> <p>Q: もう一人、仲買さんからご意見を。(事務局)</p> <p>A: 第 2 回準備会議で思いは伝えているように取引の透明性の問題、1 社だけ大きな仲買が入ってくると大きなバイイングパワーがあることから反対。今までも、そういった大きな資本のところからの仲買権の申請を(仲買組合として)断ってきた。今回についても荷受けという大きな力を持ったところが参加するということは反対。(仲買業者 B)</p> <p>Q: 資本の大きいところが仲買権を申請したらダメだったということがあったのか?(卸売業者 A)</p> <p>A: 申請前に、仲買組合に対して組合加入の打診があったときにお断りしたということ。(仲買業者 B)</p> <p>Q: 具体には?(卸売業者 A)</p> <p>A: 某社から仲買権の取得についてご相談があった。どういう手続きを踏めば仲買組合に参加できるのか、ということ。正式な会議(聴聞会)ではないが、その話の中で仲買の皆さんの意見を聞いたときに、主だった意見を聞くと「反対だ」とのこと。もうしばらく境港で活動して認知度が上がるようなかっこうを取られたうえで正式に仲買組合に参入を申請しては如何か、となった。同じグループ企業の子会社にも仲買権を付与していますが、これはそれぞれ違った理由で付与した経緯がある。(仲買業者 A)</p> <p>Q: 前回の荷受協議会でも議論になったのが買参権の申請にあたり、仲買組合が OK しないとダメだというのはおかしいじゃないか、となった。リスクを負うのは荷受けなので、まずは荷受協議会で OK が出て、それから水産事務所へ申請するべきものだと。最初に仲買組合に加入を申請してダメだったら仲買の申請</p>
--	--

	<p>が出来ないというのは一般的なルールからしておかしいと思う。その後、仲買組合の A 理事長と協議し軌道修正した。まず、荷受け協議会で仲買としての参入を認めるか審査し、OK が出た後に水産事務所に提出する。その後、水産事務所が色々なところ（仲買組合）に意見を聞くのは自由だと思う。（卸売業者 A）</p> <p>A: 我々も仲買組合が仲買権付与の生殺与奪の権を持っているとはさらさら思っていない。仲買権が付与されれば我々の仲間になるのですから、その前段として相談に来られたということ。（仲買業者 A）</p> <p>C: 仲買組合は、仲買権を取得してから加入すべきもので、加入するかしないは個々の業者の自由ではないか？松江などでは仲買組合に入らない仲買業者もいる。社会的評価は連結決算。バイイングパワーということ言うなら我々の購買力は小さなもの。（卸売業者 A）</p> <p>C: 第 2 回準備会議で取引の透明性が担保される方法を提案するのなら仲買も相談に乗る、とのことだった。入札だったら札を開示するなどの方法もあるではないか。（卸売業者 A）</p> <p>Q: その他の卸売業者さんの意見を伺いたい。（事務局）</p> <p>A: 自由資本主義で自由競争の経済のなかだけど、仲買人が非常に少なくなる懸念がある。現状とすれば、色んな問題が一つもないということで、もう少し時間をおいて様子を見るということがいいと思う。今年は魚が本当に獲れないものですから仲買さんは非常に苦しいと思う。卸売業者としては生産者、仲買の間の立場に立って、三位一体になって境港の活性化に取り組んでいかなければならないと思う。気象の変化などもあるので来年は魚がもっと獲れるかもしれないが、あと 1 年くらいは様子を見るべきだと思う。（卸売業者 B）</p> <p>C: 先般、荷受協議会としてとりまとめた意見を示した。このことは、一切変更はない。この度の B 会長の発言は個人的なものだと思う。（卸売業者 A）</p> <p>Q: その他、これまでの中で意見を言い足りなかったことがあれば、ここでお願いします。（事務局）</p> <p>C: あとは開設者である県の判断でいいのではないかと。もう準備会議は開催しなくてよい。（生産者 A）</p> <p>C: 持ち帰って検討し、こんな方針でいきますということは、この会議の皆さんに後日、お伝えさせていただく。（事務局）</p> <p>C: この委員会の設置された目的を踏まえて判断してほしい。（卸</p>
--	---

	<p>売業者 A)</p> <p>C: 自己買受を認められている市場について、今後どうなったか県のほうで調べてほしい。(仲買業者 B)</p> <p>C: 自己買受で境港が良くなるのか、まだ整理が出来ていない。だが、仲買さんが減ってしまうかもしれないということは反対である。(生産者 A)</p> <p>C: 今回は市場法が改正になって、条例を改正しなければならないということから議論が始まった。状況が変わればその都度、話し合いをさせていただいて調整するということにさせてほしい。(事務局)</p> <p>Q: 条例改正のリミットは? (生産者 A)</p> <p>A: リミットは既に過ぎており、年内に方針を決定しなければならない。(事務局)</p> <p>C: 今回の条例は単純なものであり、まだ時間はあるはずだ。この段階で結論を出すべきではない。(卸売業者 A)</p> <p>C: 透明性が保てればいいと仲買が言うのであれば相談に乗る。仲買から透明性を担保する方策を提案してほしい。最初からフリーだということは我々も言っていない。仲買組合と率直に話が見たいと思っている。(卸売業者 A)</p> <p>A: 公正・公平な取引方法が現段階で思い浮かばない。だからこそ仲買組合として反対している。こちらから問いで出したのを、問いで返した話。(仲買業者 A)</p> <p>C: それ(透明性を担保する方策)はこちらから提案するのか。入札に疑義があるなら、こちらは札を開示しますよ。お互いに話をし得心すればいい。(卸売業者 A)</p> <p>C: 県庁に持ち帰り水産事務所と調整する。(事務局)</p> <p>C: いずれにせよお知らせはさせていただくことになる。この会議を続けるのか、結論をどうするのか。更に議論していくのかお知らせをしていきたい。(事務局)</p> <p>C: 仲買業者 A と仲買業者 B と、我々で話をしましょう。(生産者 A)</p> <p>C: これは卸売業者 A だけの話ではないから、仲買組合と荷受協議会で話をしましょう。(卸売業者 A)</p> <p>C: いずれにしてもスケジュール感を整理してお伝えさせていただく。(事務局)</p>
--	---

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場条例改正準備会議 出席者

区分・所属	役職	氏名	出欠	
生産者	鳥取県漁業協同組合	代表理事組合長	景山一夫	出席
	鳥取県沖合底曳網漁業協会	事務局長	前嶋 宏	出席
	山陰旋網漁業協同組合	会長	岩田祐二	出席
	山陰旋網漁業協同組合	専務理事	川本英文	欠席
	日本海かにかご漁業組合	会長	岩田慎介	欠席
	鳥取県小型いかつり漁業協会	事務局長	前嶋 宏	出席
	鳥取県沖合いかつり漁業協会	会長	岩田慎介	欠席
卸売業者	境港水産物市場荷受協議会	会長	岸 宏	出席
	鳥取県漁業協同組合	境港支所・販売統括部長	景山 悟	出席
	鳥取県漁業協同組合	境港支所・販売部長	森脇和浩	出席
	境港魚市場株式会社	代表取締役会長	佐々木六郎	出席
	境港魚市場株式会社	代表取締役社長	石橋 久	出席
	漁業協同組合 JF しまね	専務理事	中尾由岐夫	出席
	漁業協同組合 JF しまね	常務理事	福本匡弥	出席
仲買業者	境港鮮魚仲買協同組合	理事長	島谷憲司	出席
	境港鮮魚仲買協同組合	副理事長	森脇哲雄	欠席
	境港鮮魚仲買協同組合	副理事長	越河彰統	出席
	境港鮮魚仲買協同組合	副理事長	川口利之	欠席
市場管理者	境港水産物市場管理(株)	専務取締役	北野茂樹	出席
水産振興	境港水産振興協会	専務理事	江尻敏美	出席